

東向陽台小学校

いじめ防止基本方針

(概要版)

令和2年 4月

## 1 いじめの定義

児童に対して、同じ学校に在籍し一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為で、対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの。

## 2 いじめの理解

いじめは、どこでも誰にも起こりうると考え、生命又は身体に重大な危険を生じさせうることがあると認識することが必要。「傍観者」にも注意を払い、いじめを許容しない雰囲気が必要である。

## 3 いじめの防止等に関する基本的考え方

### (1) いじめの防止

- ・ 安心して生活できる環境をつくる。(授業づくり・集団づくり・学校づくり)
- ・ 日常的な児童の様子把握・評価と、P D C Aサイクルに基づく取組
- ・ いじめについての共通理解の徹底といじめに向かわない態度・能力を育成
- ・ いじめが生まれる背景の把握と状況を踏まえた指導の徹底
- ・ 自己有用感や自己肯定感を育む配慮と児童の主体的な取組の支援

### (2) 早期発見

- ・ 早期発見、複数の関与、情報公開、軽視したりせず積極的認知
- ・ 実態把握、情報共有、体制整備とその点検に努める

### (3) いじめに対する措置

- ・ 一人で抱え込まず組織的に対応し、謝罪や責任の所在より児童の人格の成長に主眼を置く。
- ・ 保護者の協力を得て、必要に応じて関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。
- ・ 児童の安全確保を第一とし、組織として対応する。必要により警察等と連携する。
- ・ いじめを受けた児童への対応は、傾聴、親身な対応を心がけプライバシーに十分留意する。
- ・ 被害者の保護者への迅速な情報提供と信頼関係を構築する。
- ・ 被害者の教育環境の確保と心の安定。その後の支援等の継続
- ・ いじめた児童へは、複数対応での再発防止。必要により外部との連携・協力も必要
- ・ いじめた児童の保護者への助言と連携(事実確認・状況に見合った指導・プライバシー配慮・警察との連携・出席停止の検討)

- ・ いじめが起きた集団「観衆」「傍観者」を作らない指導と望ましい集団づくりへの働き掛け
- ・ ネットいじめでは、不適切な書き込みへの対応やネットパトロールと情報モラル教育の推進

### (4) その他の留意事項

- ・ いじめ対策年間指導計画の作成
- ・ 組織的な指導体制の確立と機動性あるケース会議の設定
- ・ 校内研修の充実
- ・ 校務の効率化
- ・ P D C Aサイクルに基づく学校評価
- ・ 地域や家庭との連携

## 4 いじめの防止等の対策のための組織

### (1) 「いじめ問題対策委員会」の設置

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、本校に「いじめ問題対策委員会」を設置する。

(2) 「いじめ問題対策委員会」の役割

- ・ 学校基本方針に基づいて、取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
- ・ いじめの相談・通報の窓口となる。
- ・ いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う。
- ・ いじめの疑いに係る情報があった時には、いじめ問題対策委員会緊急会議を開催し、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。

(3) 「いじめ問題対策委員会」の構成

構成員は以下のとおりとする。

【常任委員】

- ① 校長 ② 教頭 ③ 主幹教諭・教務主任 ④ 生徒指導主任 ⑤ いじめ不登校担当教諭  
⑥ 養護教諭 ⑦ 学年主任 ⑧ 事例関係職員 ⑨ 学校評議員 ⑩ PTA会長 ⑪ PTA副会長

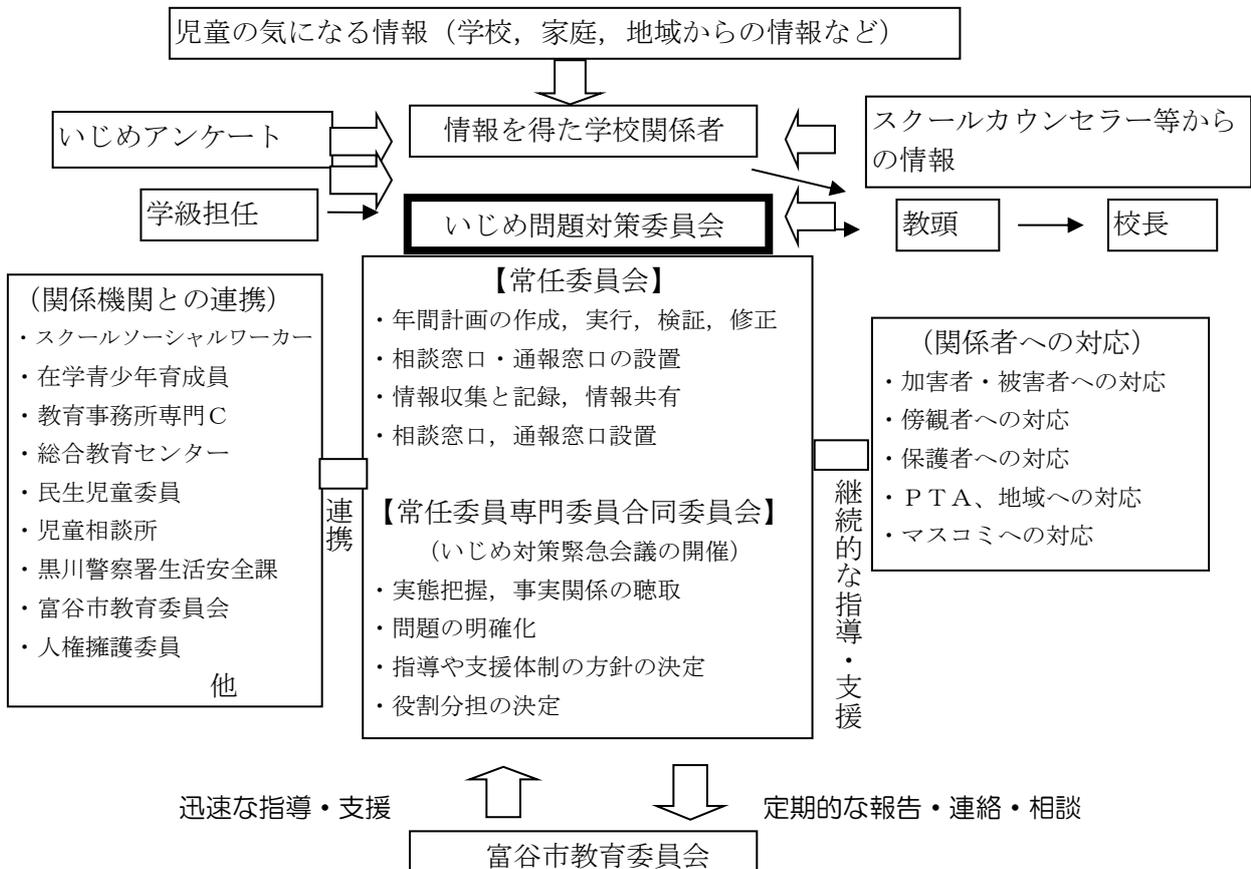
【専門委員】

- ⑫ スクールカウンセラー ⑬ 富谷市教育相談員 ⑭ その他校長が必要と認める者

【調査専門委員】

- ⑮ 富谷市総務課弁護士資格職員 ⑯ 成田交番警察官 ⑰ その他校長が必要と認める者

【いじめ問題対策委員会】



5 重大事態発生に係る調査を行うための組織

(1) 「いじめ問題調査会」の設置

富谷市教育委員会にいじめ問題調査委員会が設置されるまでの間、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同様の事態の発生の防止に資するため、本校に「いじめ問題調査委員会」を設置する。

- ①いじめを受けた児童に、生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき  
（自死の企図、重大な傷害、金品等の重大な被害、精神性疾患の発症）
- ②被害児童が一定期間、または連続して欠席や別室登校等を余儀なくされている疑いがあるとき
- ③その他、児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあったとき。

(2) 「いじめ問題調査委員会」の役割

- ・発生した事案が重大事態であると判断したとき、当該重大事態に係る調査を行う。
- ・被害児童及び保護者に、当該調査に係る重大事態等の必要な情報を適切に提供する。

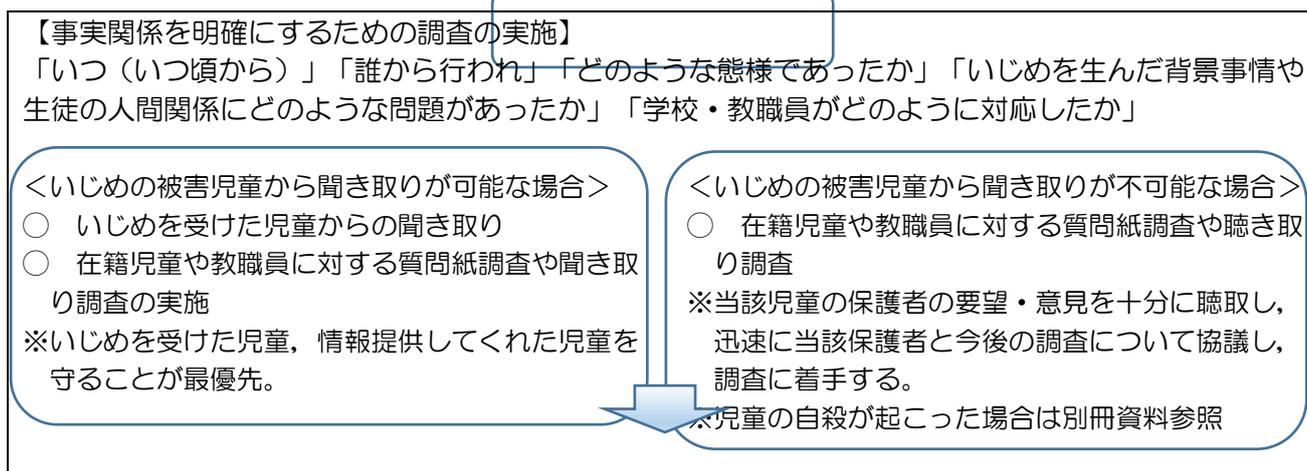
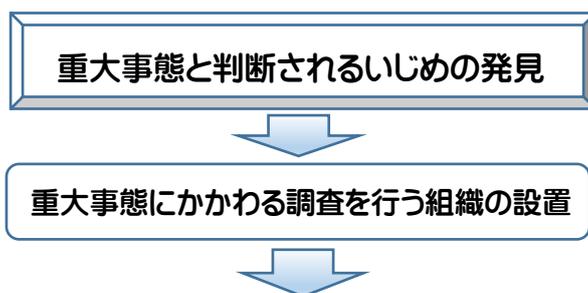
(3) 「いじめ問題調査委員会」の構成

① 構成員

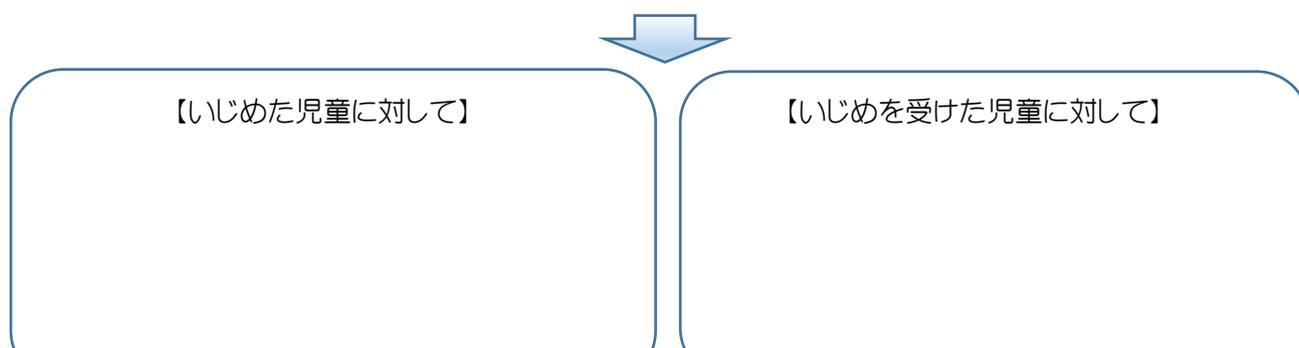
富谷市教育委員会の指導の下に、「いじめ問題対策委員会」を母体として、当該重大事態の性質に応じて調査専門委員を加えて、「いじめ問題調査委員会」の構成員とする。

## 6 重大事態発生に係る調査

<事実関係を明確にするための調査のフロー>



### 事実関係の確認



○指導を行い、いじめ行為を止める。  
※状況に応じて出席停止措置や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。教育上必要と認められるときには、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に児童に対して懲戒を加える。

○事情や心情を聴取する。  
○状況に応じた継続的なケアを行う。  
○落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等をする。

【調査結果の提供及び報告】

- 富谷市教育委員会への報告(電話・文書:随時)
- いじめを受けた児童及びその保護者に対する情報の適切な提供(家庭訪問・電話:随時)
- いじめた児童の保護者への説明(学校への呼び出し, 家庭訪問)
- 必要に応じて, 他の保護者への報告  
(説明:事実関係や指導の方向性がまとまってから行う。重大な事案の場合は, 発見後に状況説明を行うことも考えられる)

調査結果を踏まえた必要な措置

7 いじめが要因として疑われ、児童の自死という事態が起こった場合（自死の背景調査）

- ・ 自死が起こった場合、その後の自死防止に資するため、亡くなった児童の尊厳を保持し、遺族の気持ちに十分配慮しながら、以下の事項に留意して背景調査を実施する。
  - (1) 遺族に対して
    - ・ 調査の目的や方法等、説明の在り方や結果の公表の方針等について、遺族と合意しておく。
    - ・ 主体的に在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。
  - (2) 内容・方法について
    - ・ 遺族の要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。
    - ・ 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
    - ・ 偏りのない資料や情報を多く収集し、信頼性の吟味を含めて、客観的・総合的に分析評価する。
    - ・ 客観的な事実関係の調査を迅速に進めるため、専門家の援助を求める。
  - (3) 調査組織について
    - ・ 調査を行う組織については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者で、第三者の立場の者について、職能団体等からの推薦等により参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。
  - (4) 情報発信・報道対応について
    - ・ 情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮の上、正確で一貫した情報提供となるよう努める。
    - ・ 亡くなった児童の尊厳の保持や、児童の自死は連鎖（後追い）の可能性のあることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意を行う。（WHO（世界保健機関）による自死報道への提言を参考）